

特集

見える障がい 見えない障がい



障がい福祉課 (TEL 262・9031 FAX 263・7119)

聴導犬とは

聴導犬は、聴覚障がいがあるユーザー（利用者）の代わりとなり音を聞き、伝えるのが仕事です。家の中では、目覚まし時計が鳴ったら布団の上に乗って起こしたり、インターホンやメールの着信音、家電製品から出る電子音などが鳴ったことを知らせたりします。家の外では、後ろから車や自転車が近づいて来ることに気を配り、必要に応じて知らせたり、ものを落としたりその場で立ち止まって知らせたりします。

「誰かに呼ばれているかもしれない」という聴覚障がい者が常に感じている緊張感を和らげること、聴導犬の仕事の一つといえます。



す。

また、聴導犬には、周囲の人に聴覚障がいがあることを気付かせる役割もあります。

聴覚障がいは「見えない障がい」

視覚や身体の障がいは、白杖や車椅子などの補助具があることで、周りの人に気付いてもらいやすい特徴があります。しかし、聴覚障がいは、周りから見ても障がいの有無が分からないので「見えない障がい」といわれています。周囲から、聞こえる人と同じように対応されてしまい、必要な時に必要な手助けを受けにくいことがあります。また、自分が困っている状況にあるということにさえ、自分で気がつけないのです。

聴導犬と一緒に過ごすことで、聴覚に障がいがあることを周りの人に「見せる」ことができ、周囲のサポートを受けやすくなり、適切なコミュニケーションを取りやすくなります。

平成28年に「障害者差別解消法」が施行され、「不当な差別的取扱い」を禁止し「合理的配慮の提供」を求め、障がいのある人も人も共に生きる社会を目指しています。ふじみ野市は聴覚障がい者のための補助犬「聴導犬」を日本で初めて訓練した施設がある「聴導犬発祥の地」でもあります。聴導犬と聴覚障がいについて知ることをきっかけに、さまざまな障がいのことを知り、どうすれば障がい者への差別を無くすことができるのか考えてみませんか。市内で生活する障がい者や、支援者の皆さんにお話を伺いました。

ふじみ野市は「聴導犬発祥の地」

今から36年前の昭和59（1984）年9月、日本で初めて「聴導犬」がユーザーとの生活を始めた。

聴導犬は、聴覚障がい者に必要な音の情報を伝えたり、聴覚に障がいがあることを周りの人に伝えたりする、身体障害者補助犬です。日本で初めての聴導犬の育成訓練は、現在も亀久保にあるオールドッグセンター内の日本聴導犬訓練所で行われています。

現在は公益社団法人日本聴導犬推進協会（亀久保）が引き継ぎ、聴導犬の訓練を続けています。ふ

じみ野市は日本の「聴導犬発祥の地」といえます。

聴導犬は全国で約70頭

障がいのパートナーとして働く補助犬には、目の不自由な人の歩行をサポートする「盲導犬」、身体の不自由な人の生活をサポートする「介助犬」、耳の不自由な人の生活をサポートする「聴導犬」の3種類があり、身体障害者補助犬法という法律でその役割が定められています。

ことし4月現在、盲導犬が全国で約900頭いるのに対し、介助犬は約60頭、聴導犬は約70頭と、普及に差があります。



聴導犬 PR 犬の「ヒマワリ」

聴導犬の仕事は、ユーザーに音を知らせることですが、じっと待つことも大切な仕事。休んでいるように見えますが、必要なときはすぐに動きまわります。街中で聴導犬をはじめとした補助犬を見かけたときは、犬に話しかけたり触ったりせず、温かく見守ってください。聴導犬は、オレンジ色のケープを着ています。





藤原 百合子さん 吉原 京子さん

(公社)日本聴導犬推進協会
水越さんに聞きました

聴導犬に向いている犬

聴導犬は、注意力さえしっかりしていれば、雑種(ミックス)も血統書付きも関係なく、捨てられて保護された犬の中から選ぶこともあり、一頭一頭注意深く性格を見極めて選定します。「犬に無理やり仕事をさせてかわいそう」という考えの人もいますが、パートナーと一緒にいることが楽しく、聴導犬としての仕事内容を自分の役割として楽しむことができる犬を選んでいきます。

訓練開始からユーザーへの引き渡しまで

生後2カ月ぐらいから訓練を始めるのですが、ご飯やトイレなど



聴導犬トレーナーの水越みゆきさん
「これまで8頭の聴導犬を育ててきました。これからも、育成と同時にPR活動に力を入れていきたいです」

基本的なことを教えるのが一番大変です。特に訓練開始後の1カ月間は、昼も夜も関係なく2時間おきにトイレシーツを敷き、そこで用を足させてまたハウス(ケージ)に戻す、ということを毎日続け、クセをつけさせます。何頭も聴導犬を送り出してきましたが、この期間が一番大変です。

1歳半頃からユーザーとの引き合わせを行い、候補が決まったらさらに1年半ほどかけて、ユーザーと犬との訓練を行います。訓練を一通り終えたら認定試験を受け、聴導犬としてデビューします。よく「訓練した犬を送り出すのは寂しくないか」と聞かれますが「やっとな行ってくれた!」という安心感の方が大きいです。ユーザーと暮らし始めてからも、訓練したことを忘れないよう、ずっとサポートを続けています。

聴導犬がいることで広がる世界



訓練の仕事をしていて一番うれしかったのは「鳥のさえずりが聞こえた」というエピソードです。そのユーザーは中途失聴者で、聴導犬との生活が始まったとき、自宅の窓の外を犬がずっと見ているので視線の先を追うと、電線に鳥が止まっているのが見えたそうです。「ああ、生活の中に『鳥の鳴き声』も聞こえていたんだな」と思い出すことができ、聴導犬がいることで広がる世界があるんだと感じました。

聴導犬推進協会のこれから

聴導犬の認知度を上げるには頭数を増やすことが必要なのはもちろんですが、「聴導犬が当たり前の社会」を目指して、今は聴導犬のPR活動に積極的に取り組んでいます。ことはコロナの影響で残念ながら思うようにイベントが開催できていませんが、学校でのPR活動などに声を掛けていただいております。徐々に活動を再開していきます。引き続きPR活動にも取り組み、聴導犬が社会で当たり前前に受け入れられることを目指します。

見えない障がいを見る

周囲から見ても障がいがあるかどうか分からない「見えない障がい」といわれる聴覚障がい。市内で暮らす聴覚障がい者の藤原さんと吉原さんは、どのような壁を感じているのでしょうか。

「障がいがある」と理解してもらえない

藤原 聞こえる人とのコミュニケーションの場で、壁を感じます。「私は耳が聞こえないんです」と伝えても、ポカンとされてしまう

ことがあります。私が聞こえていないということを外見からはなかなか理解してもらえず、コミュニケーションをあきらめてしまうこともありました。

吉原 私は中途失聴なので、聞こえていた時の記憶を使って、声で話す生活をしています。自分は耳が聞こえないということを、声を使って相手に話しても、理解してもらえないことがとても多いです。聞こえる人にとっては「話すこと」と「聞くこと」が一對の動作なので、「私は聞こえない」という言葉を理解するのが難しいんだと思います。

同じ名前前の障がいでも一人一人違う

藤原 聴覚障がい者は、聞こえる程度やいつ聴覚を失ったのか、育った環境などによって、取りや

すいコミュニケーションの方法が一人一人違います。

吉原 どんな聴覚障がい者であっても、コミュニケーションの第一歩としては、まずは筆談に応じていただくことだと思います。お店などでもカウンターにシンボルマークが置いてあれば、それを指さすだけで済むので、コミュニケーションを次のステップに進めやすくなりますね。



筆談に応じることを示すシンボルマーク

マスクで困った

吉原 コロナ禍の影響で一番困っているのは、マスクです。感染予防のために必要なのは当然理解できますし、私もしています。でも、私の場合は、相手の口元の動きを読んで話している言葉を理解することが多いので、とても困っています。互いの距離を取ってマスクを外すと、今度は遠くて口元がよく見えない。何か良い方法があればいいと思うのですが……。

していないですよね。



公益社団法人
日本聴導犬推進協会

亀久保 2201・5
TEL 262・2333 FAX 262・2543

協会では、皆さんからの支援や講演依頼を受け付けています。詳しくはホームページ(QRコード)をご覧ください。



生活しやすい環境のために

吉原 聴覚障がい者は周りの人に気付いてもらいにくいのですが、災害時や緊急時など、特に積極的に周囲に知らせる必要があるときには、災害時支援用バンダナ(8ページ参照)を使うなどしていきたいと思えます。

藤原 県知事の記者会見などをテレビで流すときは常に手話通訳が隣にいます。手話が必要な人を身近に感じていただけるように、手話言語条例の理念などとともに、聴覚障がい者と手話のことが少しずつ広まってほしいなと思っています。

ふじみ野市手話言語条例

市は平成28年12月に、手話という言語を広く普及し、ろう者の文化を伝えていくとともに、誰もが平等に社会参加できる地域社会を目指し「手話言語条例」を制定しました。

特集 見える障がい 見えない障がい

周囲からは見えにくい場合が多い、発達障がいや精神障がい。相談や療育を通じて支援する施設で働く人たちがいます。

障がい者相談・就労支援センター



相談支援員 岩長 泰志さん

精神障がいといっても範囲は広く、周囲から見えにくい場合や、理解を得にくい部分もあると思います。何かをきっかけに誰でも起こりうるものであり、生活に少なからず支障を及ぼします。働けなくなったり、これまでできていたことができなくなったりして自信や意欲を失っていくこともあり、そういう場合は周囲の理解とサポートは不可欠です。またそのサポートをする人、特に家族が多くなると思いますが、そういう人にもサポートは必要で、そうやって理解や支援の輪が広がっていくことが重要だと思います。

法定雇用率(※)の引き上げや相談体制の充実によって、障がいがあっても活躍する場は広がっていると感じています。一方で、親の高年齢化などつながりや関係性の変化によって、生活に困る場合も増えてきている現状もあります。

センターでは、本人や家族が困っていることや希望していることを聞き、一緒に考えていきます。また、話を聞いてもらうだけでも楽になることもあると思います。相談員として本人や家族の思いや悩みを共有することから、必要な支援につなげることができればと考えています。また地域の中にある声なき声にどう耳を傾けていくのか、どのように支え合っていくのか、大きな課題ではありますが、これからも考えていきたいと思っています。

※法定雇用率＝障がい者が地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる社会の実現のために、事業主が障がい者を雇用する義務の割合。

障がい者相談・就労支援センター
(TEL) 266・1100

児童発育・発達支援センター



施設長 柳沢 俊男さん



児童発育支援管理責任者
五十嵐 久美さん

どんな人にもそれぞれ苦手なことはあります。発達の遅れや育ちにくさにより療育を必要とする子どもたちは、苦手なことに対する反応が過敏だったり、たくさんの人の中での活動が不安だったりします。私たちは、その子どもたちの「心の動き」に寄り添うことを心がけながら、日々の療育を行っています。

また、保護者が抱く不安にも寄り添いながら支援を続けています。発達に対する考え方や理解は、平成17年に「発達障害者支援法」が施行されて以降、少しずつ世の中に浸透してきたと思いますが、まだ十分ではないと感じています。発達の特性要因によって学校生活になじめず家庭に引きこもってしまったり、卒業後就職しても、退職してしまったりするケースもみられます。

地域で安心して生活できるように療育支援を行うことはとても大切で、幼児期は「基本的な生活習慣」「集団に適應できる力」を身に付ける大事な時期でもあります。

まだまだ課題はありますが、子どもたちの今後の人生において、生活しやすい環境づくりの一助となるよう、私たちも日々努力してまいります。

児童発育・発達支援センター
(TEL) 257・6656
ホームページ (QRコード)



障がいの特性を知る

障がいにはさまざまな種類があり、個人によっても違いがあります。障がいの特性を正しく理解することが、必要な支援につながります。

周囲から見えない聴覚障がいをはじめとして、外見からは分かりにくい障がいも多くあります。共通しているのは、困っていることが分かれば、まずは「何かお手伝いできることはありますか」などと声をかけることが第一歩ということ。

障がいのある人が社会生活を送る上でのバリアは、さまざまな形で存在していますが、ちょっとした心遣いで解消できるバリアもたくさんあります。障がいのある人もない人も、お互いに尊重し支え合う暮らしやすい社会のために、それぞれできることから始めましょう。

視覚障がい

全く見えない人と見えづらい人がいます。見え方、見えづらさは、個人差が大きく、困難を感じる場面も人によって違います。



盲人のための
国際シンボルマーク

視覚障害者の安全やバリアフリーを考慮した建物・設備などにつけられているマークです。

聴覚・言語障がい

全く聞こえない人と聞こえづらい人がいます。さらに言語障がいを伴う人と伴わない人がいます。手話、筆談、口話などさまざまなコミュニケーション方法があります。



耳マーク

聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。

内部障がい

心臓、腎臓、呼吸器など体の内部に障がいがあり、外見からは分からない状態です。疲れやすく、長時間の歩行や作業が困難な場合があります。



ハート・プラス
マーク

内部障害・内臓疾患を示すマークです。

肢体不自由

病気やケガなどにより体の一部、または全身に障がいがあり、障がいの程度や状態によってさまざまな生活上の動きに不自由さがあります。

精神障がい

統合失調症、うつ病、てんかん、アルコール依存症などのさまざまな精神疾患により、外見からは分かりにくいものの、日常生活や社会生活のしづらさを抱えています。

知的障がい

18歳頃まで(発達期)に現れた知的機能の障がいにより、生活上の特別な支援を必要とします。考える、理解する、読み書き、計算、話すなど知的な機能に発達の遅れが生じます。

難病

原因不明で治療が極めて困難であり、症状が慢性化し長期にわたり生活面に支障をきたす疾病をいいます。疲れやすさや痛みを伴うことがあったり、一日の中で体調の変動があったりします。

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障がい (ADHD)、学習障がいなど脳の機能障がいによって起こる障がいです。同じ障がいでも個人差がとても大きいという点が特徴です。

高次脳機能障がい

病気や事故などで脳がダメージを受けたことによって生じる障がいです。記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいの症状が現れる場合があります。

見かけたら
配慮を



ヘルプマーク

義足の人や内部障がい、難病の人など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からないことを知らせ、援助を得やすくなるよう作成したマークです。マークを見かけたら、配慮をお願いします。

「障害者差別解消法」（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）は、平成28年4月に施行されました。この法律は、全ての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会をつくることを目指し、制定されました。国や市町村などの行政機関、会社やお店などの民間事業者による「障がいを理由とする差別」を無くすための決まりごとを定めています。

不当な差別的取扱いの禁止

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいがあるということだけでサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、障がいのない人には付けないような条件を付けたりすることは禁止されています。

事例

- ・車椅子を理由に、入店を断られた
- ・補助犬と一緒に入店することを断られた

- ・障がいを理由にアパートを貸してもらえない

合理的配慮の提供

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合は、負担になりすぎない範囲で対応することが求められています（民間事業者の場合は努力義務）。

事例

- ・段差がある場合に、移動の補助をしたり、スロープを一時的に付けたりする
- ・サービスなどの申し込みについて電話やファクス、メールなどさまざまな方法でできるようにする
- ・順番を待つ時、椅子や別の場所を用意する

障がいを理由とする差別を受けた時は、障がい福祉課に相談してください。

障がい福祉課

TEL 262・9032

周囲から見えなくても相手の視点に立つ

聴覚障がいや精神障がいなど、周囲からは物理的に見えない障がいがあります。外見からは見えなくても、配慮や支援の気持ちを行動につなげていくことができれば、共に生きる社会につながります。

障がいの有無によって、心の中で「あちら側とこちら側」というような「見えない壁」がないか、想像し、もし壁を感じたらまずはその壁に窓を付けて対話する。狭い道で後ろから救急車が迫っているのに道を譲らずに歩いている人がいたら「もしかしたら聞こ

えていないのかもしれない」と想像し、一歩踏み込んで対応する。療育を必要とする子と接するとき、その子には物事がどのように見えているのかを想像する。自分とは違う誰かの視点に立ち、寄り添い、行動していくことが大切です。

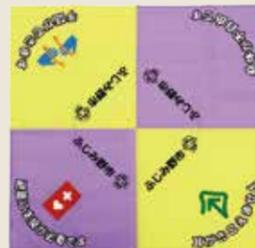
理解を深めていく

市では今後も、障がいの有無に関わらず、互いに関心を持てるような講座やイベントを実施します。ぜひご参加ください。



災害時支援用バンダナを作成

市では、緊急時や災害時に支援や手助けを周囲の人をお願いすることの一助として、災害時支援用バンダナを作成しました。これまでヘルプマークやヘルプカードを配布していましたが、新たな取組としてバンダナを作成し、配布します。



避難場所などで身に付けることにより、外見から分かりにくい障がいや病気のある人などが、周囲に配慮や支援を必要としていることを知らせることができます。避難場所などでこのバンダナを身に付けている人を見かけたら、必要な支援が円滑に受けられるよう配慮をお願いします。

配布場所 障がい福祉課（市役所本庁舎1階）、大井総合支所市民総合窓口課、出張所

対象 市内在住で、身体、知的、精神（発達障がいや高次脳機能障がいを含む）に障がいのある人、難病患者の人など ※障害者手帳の有無は問いません。

障がい福祉課（TEL 262・9031 FAX 263・7119）

「障害者週間」12月3日～9日

障がいのある人とない人が触れ合うきっかけと、障がい者についてもっと理解を深めてもらうため、障害者週間推進事業として、パネル展を開催します。

市内の障がい者団体の紹介や毎年12月に開催していた「ふれあい広場」の活動を写真などで振り返ります（今年度の「ふれあい広場」は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止します）。

場所・日時 ①市役所本庁舎1階ギャラリー＝12月7日（月）～11日（金） ②大井総合支所1階ギャラリー＝12月21日（月）～1月8日（金）

障がい福祉課（TEL 262・9031 FAX 263・7119）



昨年12月に行われたふれあい広場の様子

「ユニバーサルマナー検定3級」取得講習

高齢者や障がい者への基本的な向き合い方や声かけ方法を学ぶことができます。障がいのある人を講師として、当事者の視点を知ることができます。



現代に不可欠な「こころづかい」を、一緒に身に付けませんか。講習終了後に認定証が出ます。

日時 1月31日（日）午前10時～正午

場所 市役所本庁舎5階

A大会議室

対象 市内在住・在勤・在学の人

定員 35人（申込順）

申込方法 12月7日（月）～25日（金）までに窓口か電話、ファクスで申し込む

障がい福祉課（TEL 262・9031 FAX 263・7119）

これからは「家族への支援」も

医療的ケア児と家族の会
特定非営利活動法人
mamacare（ママケア）代表
藤川 友子さん



ママケアでは、医療的ケアを必要とするお子さんとご家族、みんなが笑顔で過ごせる場をつくるために、勉強会、ママ・パパたちの癒しとなるサロンの開催、子どもたちのためのイベント企画などの活動をしています。

最近は放課後デイサービスを利用できるようになるなど医療的ケア児の生活環境は少しずつ良くなっていると感じています。ただ、障がい児本人だけでなく、家族を支える制度が整備されていかないと、孤立し疲弊する家族を救えないのではないかという思いがあります。

医療的ケア児を育てる保護者の会
mamacareのホームページ（QRコード）

